

令和2年9月2日付け【日本下水道新聞】  
コンサルタントからの提案 特集 防災の日  
＜迅速、円滑な災害時支援 ノウハウ蓄積し人材育成＞

全国上下水道コンサルタント協会



専務理事  
内田 勉

設置されます。支援活動として、国や都道府県に設置される災害時支援組織の運営のための要員の派遣などを行います。また、災害時に迅速かつ円滑に活動できるよう、規程に基づき災害訓練を毎年実施しています。

■災害時支援協定

水コン協は、迅速な災害時支援により上下水道施設の早期の災害復旧を図られるよう、以下の規程に基づき、水コン協事務局に水コン協共同体の要請を受けて災害時支援協定（以下、協定）を締結しています。

協定では、都道府県が各市町村の被災状況を取りまとめることで、支援体制の構築と市町村間の調整が容易となり、迅速で円滑な災害時支援を行うことが可能となります。

これまでは、大規模災害の発生に際して水コン協は各地で災害時支援を行ってきました。平成23年の東日本大震災における被災規模が大きくなり、地震発生直後から地方整備局の支援本部に要員を派遣するなどの、積極的に支援活動に取り組まれました。

このほか、令和元年の台風19号においても支援を行いました。令和元年10月に発生した台風19号は本州に上陸し、東日本

一帯に大雨による最大な被害をもたらした。上下水道施設も大きな被災を受けた。下水道施設においてはポンプ場設備の浸水等による機能停止が広範囲にわたって発生しました。宮城県、仙台市、宮古市より、協定に基づき上下水道施設に関する緊急支援要請があり、水コン協では対応可能な会員各社が災害時支援を行いました。

マニユアルは、平成16年の新潟県中越地震や平成23年の東日本大震災における災害時支援経験者の災害査定資料の作成に係るノウハウに加えて、平成28年の熊本地震における災害時支援活動の知見を多く含むものとなっています。今後もこれまでの経験を踏まえ、規程要領、マニユアル等の見直しを図り、改善していくこととしています。

■水コン協の災害時支援の体制

近年、わが国においては未曾有の豪雨や台風が多発し、全国各地で大規模な水害が発生しています。平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風では下水処理場などの下水道施設も被災し、市民生活に多大な影響を及ぼしました。今年も先日の令和2年7月豪雨により九州地方の熊本県、鹿児島県、福岡県、大分県、中部地方の岐阜県、長野県、中部地方の広島県、島根県、東北地方の山形県、秋田県などにおいて甚大な水害が発生し、下水道施設も大きく被災したという

また、地震災害についても、平成28年熊本地震や平成30年北海道胆振東部地震など、近年も震度7クラスの大規模地震が発生しており、下水道施設は大きな被害を受け、市民生活にも大きく影響しました。

防災・減災、国土強靱化は国として最重要の課題であり、下水道施設についても今後より一層の強靱化を図っていくことが求められています。大規模な風水害や地震災害の際には、下水道施設も大きな被害を受けることとなり、支援者による災害時支援活動が必要となり

現在、水コン協は地方公共団体と30件の協定を締結しています。このうち、北海道および150市町村、愛媛県および17市町村、滋賀県および19市町村、福井県および17市町村、福井県および17市町村、秋田県および25市町村の5道県では、道県および管内市町村を一括した協定（以下、一括協定）を締結し、熊本地震の際、下水道施設の被災に際して地震発生直後から情報収集、提供を行って、被害

協定に基づき、支援の事例としては、平成28年の東日本大震災の際、下水道施設の被災に際して地震発生直後から情報収集、提供を行って、被害

このほか、令和元年の台風19号においても支援を行いました。令和元年10月に発生した台風19号は本州に上陸し、東日本

水コン協では、協定に基づき災害時支援が円滑に効果的に実施できるように、水コン協と会員各社との役割分担と連携のあり方を明確にするとともに、国や都道府県に設置される災害時支援組織に対する積極的な情報提供および収集を行う活動を位置付けるため、平成29年および30年に規程の改正を行いました。

状況の説明資料がポイントとなること、復旧方針の活動などに関する要領・方法について奥全体で整合を図ること効率化できることなどを紹介しました。今年度も講習会の開催を予定しており、関係者の幅広い参加が期待されます。

迅速、円滑な災害時支援

ノウハウ蓄積し人材育成

被災した地方公共団体が水コン協会員会社に直接災害復旧業務の支援要請をした場合には、会員会社は個別に対応します。一方、水コン協と協定を締結している地方公共団体が水コン協に支援要請した場合には、水コン協事務局は支部会員に支援の意向調査を行い、支援可能な支部会員を紹介するとともに、災害復旧業務が円滑に進むよう情報提供を行うこととしています。

協定では、都道府県が各市町村の被災状況を取りまとめることで、支援体制の構築と市町村間の調整が容易となり、迅速で円滑な災害時支援を行うことが可能となります。

これまでは、大規模災害の発生に際して水コン協は各地で災害時支援を行ってきました。平成23年の東日本大震災における被災規模が大きくなり、地震発生直後から地方整備局の支援本部に要員を派遣するなどの、積極的に支援活動に取り組まれました。

このほか、令和元年の台風19号においても支援を行いました。令和元年10月に発生した台風19号は本州に上陸し、東日本

水コン協では、協定に基づき災害時支援が円滑に効果的に実施できるように、水コン協と会員各社との役割分担と連携のあり方を明確にするとともに、国や都道府県に設置される災害時支援組織に対する積極的な情報提供および収集を行う活動を位置付けるため、平成29年および30年に規程の改正を行いました。

状況の説明資料がポイントとなること、復旧方針の活動などに関する要領・方法について奥全体で整合を図ること効率化できることなどを紹介しました。今年度も講習会の開催を予定しており、関係者の幅広い参加が期待されます。

マニユアルは、平成16年の新潟県中越地震や平成23年の東日本大震災における災害時支援経験者の災害査定資料の作成に係るノウハウに加えて、平成28年の熊本地震における災害時支援活動の知見を多く含むものとなっています。今後もこれまでの経験を踏まえ、規程要領、マニユアル等の見直しを図り、改善していくこととしています。

水コン協では、一連の知識を有する災害時支援者を継続的に育成することが重要と考えており、昨年度、水コン協の4支部においてマニユアル等をテキストとして災害時支援者育成講習会を開催しました。講習会では、災害査定資料に関して、短期間での作成には下水道台帳システムの活用が不可欠であること、被災状況の説明資料がポイントとなること、復旧方針の活動などに関する要領・方法について奥全体で整合を図ること効率化できることなどを紹介しました。今年度も講習会の開催を予定しており、関係者の幅広い参加が期待されます。

マニユアル（以下、マニユアル）を改訂しました。マニユアルは、平成16年の新潟県中越地震や平成23年の東日本大震災における災害時支援経験者の災害査定資料の作成に係るノウハウに加えて、平成28年の熊本地震における災害時支援活動の知見を多く含むものとなっています。今後もこれまでの経験を踏まえ、規程要領、マニユアル等の見直しを図り、改善していくこととしています。